

- (7) 苦痛の緩和と看護
- (8) 訪問リハビリテーション
- (9) その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

訪問看護重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]
(介 護 保 険 扱 い)

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	一般社団法人ひかり
代表者役職・氏名	代表理事 頓宮 正樹
所在地・電話番号	埼玉県草加市中央2-2-9 かくまんビル1F・048-951-7480
法人設立年月日	令和2年3月4日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	ケアステーションひかり
事業所番号	訪問看護 (指定事業所番号 1161890268)
所在地	〒340-0016 埼玉県草加市中央2-2-9
電話番号	048-951-7480
FAX番号	048-951-7568
通常の事業の実施地域	草加市全域

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

3 サービス内容

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄処置や介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器・胃瘻・在宅酸素・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) 認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言等）
- (5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (6) 住まいの療養環境の調整と支援

加算名称	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
緊急時訪問看護加算	574	6,141	5,526	615	4,912	1,229	4,298	1,843
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,350	4,815	535	4,280	1,070	3,745	1,605
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,675	2,407	268	2,140	535	1,873	803
ターミナルケア加算	2,500	26,750	24,075	2,675	21,400	5,350	18,726	8,025
初回加算	300	3,210	2,889	321	2,568	642	2,247	963
退院時共同指導加算	600	6,420	5,778	642	5,136	1,284	4,494	1,926
看護・介護職員連携強化加算	250	2,675	2,407	268	2,140	535	1,872	803
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	254	2,717	2,445	272	2,173	544	1,901	816
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分以上)	402	4,301	3,870	431	3,440	861	3,010	1,291
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	201	2,150	1,935	215	1,720	430	1,505	645
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分以上)	317	3,391	3,051	340	2,712	679	2,373	1,018
長時間訪問看護加算(1.5時間以上)	300	3,210	2,889	321	2,568	642	2,247	963
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		90/100へ減算						
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者50人以上にサービスを行う場合		85/100へ減算						

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問

区分	時間帯	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
1日に2回までの場合	昼間	294	3,145	2,830	315	2,516	629	2,201	944
	予防	284	3,038	2,734	304	2,430	608	2,126	912
1日に2回を超えて行う場合	昼間	265	2,835	2,551	284	2,268	567	1,934	851
	予防	236	2,525	2,272	253	2,020	505	1,767	758

厚生労働大臣が定める状態									
①特別管理加算Ⅰ	☐ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態								
	☐ 期間カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態								
②特別管理加算Ⅱ	☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態								
	☐ 人工肛門、人工膀胱を設置している状態								
	☐ 真皮を超える褥瘡の状態								
	☐ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態								

その他の費用（保険適用外の料金）									
項目		料金		内容					
保険適用外の訪問看護		5,000円/回(30分内)		介護保険・医療保険の適用外の訪問看護利用料					
ケアプラン上の訪問時間を超過した場合の訪問看護料金		営業時間内 1500円 (15分) 営業時間外 2000円 (15分)							
キャンセル料		無料		24時間前までに連絡のあった場合や緊急時					
		1回の基本料金の20%		24時間前までに連絡のない場合					
死後の処置料金		20,000		訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置料					

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問看護の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は自己負担料金表（介護保険）のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問看護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.70円（5級地）

提供時間数	区分	単位	利用料 (介護報酬 総額)	保険請求額 【9割】	利用者 負担額 【1割】	保険請求額 【8割】	利用者 負担額 【2割】	保険請求額 【7割】	利用者 負担額 【3割】
昼間(8:00-18:00)									
20分未満	看護師による場合	314	3,359	3,023	336	2,687	672	2,351	1,008
	(予防)看護師による場合	303	3,242	2,917	325	2,593	649	2,269	973
30分未満	看護師による場合	471	5,039	4,535	504	4,031	1,008	3,527	1,512
	(予防)看護師による場合	451	4,825	4,342	483	3,860	965	3,377	1,448
30分～1時間	看護師による場合	823	8,806	7,925	881	7,044	1,762	6,164	2,642
	(予防)看護師による場合	794	8,495	7,645	850	6,796	1,699	5,946	2,549
1時間～1.5時間	看護師による場合	1,128	12,069	10,862	1,207	9,655	2,414	8,448	3,621
	(予防)看護師による場合	1,090	11,663	10,496	1,167	9,330	2,333	8,164	3,499
早朝(6:00-8:00)、夜間(18:00-22:00)									
20分未満	看護師による場合	393	4,205	3,784	421	3,364	841	2,943	1,262
	(予防)看護師による場合	379	4,055	3,649	406	3,244	811	2,838	1,217
30分未満	看護師による場合	589	6,302	5,671	631	5,041	1,261	4,411	1,891
	(予防)看護師による場合	564	6,034	5,430	604	4,827	1,207	4,223	1,811
30分～1時間	看護師による場合	1,029	11,010	9,909	1,101	8,808	2,202	7,707	3,303
	(予防)看護師による場合	993	10,625	9,562	1,063	8,500	2,125	7,437	3,188
1時間～1.5時間	看護師による場合	1,410	15,087	13,578	1,509	12,069	3,018	10,560	4,527
	(予防)看護師による場合	1,363	14,584	13,125	1,459	11,667	2,917	10,208	4,376
深夜(22:00-6:00)									
20分未満	看護師による場合	471	5,039	4,535	504	4,031	1,008	3,527	1,512
	(予防)看護師による場合	455	4,868	4,381	487	3,894	974	3,407	1,461
30分未満	看護師による場合	707	7,564	6,807	757	6,051	1,513	5,294	2,270
	(予防)看護師による場合	677	7,243	6,518	725	5,794	1,449	5,070	2,173
30分～1時間	看護師による場合	1,235	13,214	11,892	1,322	10,571	2,643	9,249	3,965
	(予防)看護師による場合	1,191	12,743	11,468	1,275	10,194	2,549	8,920	3,823
1時間～1.5時間	看護師による場合	1,692	18,104	16,293	1,811	14,483	3,621	12,672	5,432
	(予防)看護師による場合	1,635	17,494	15,744	1,750	13,995	3,499	12,245	5,249

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。
なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：公益財団法人 日本訪問看護財団
保 険 名：あんしん総合保険制度

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
苦情相談窓口

担 当	管理者 頓宮 希
電話番号	048 - 951-7480
受付時間	午前8時30分から午後 5 時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月30日から1月3日までを除く。)

(2) 市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。
草加市 介護保険課 電話番号 048-922-1421
足立区 介護保険課 電話番号 03-3880-5887
八潮市 長寿介護課 電話番号 048-996-2111

国民健康保険団体連合会：
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課苦情対応係 電話番号 048-824-2568
東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課介護相談窓口 電話番号 03-6238-0177

10 サービスの利用に当たっての留意事項

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は、訪問看護師が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。
なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり200円を請求します。

(3) その他

ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
イ 看護行為の結果生じたゴミ(薬剤袋・手袋・排泄物等)は利用者様の処理となります。(医療廃棄物：注射針等は主治医が廃棄いたします)

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
イ 請求書は、利用月の翌月10日頃までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

ア 請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
・現金払い
・事業者が指定する口座への振り込み
・利用者が指定する口座からの自動振替(アプラス利用)
イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)。

6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問スタッフはサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い

イ 利用者以外の家族のためのサービス提供

ウ 看護師・リハビリスタッフは制度上、利用者の心身機能の維持回復のための療養上の世話や診療の補助を行うとされています。それ以外の業務(調理や清掃の家事一般の介護業務。草むしり、花木の水やり、犬の散歩、日曜大工等)をすることはできません。

(2) 訪問スタッフへの金品や飲食物等の提供などはご遠慮させていただきます。

(3) 緊急・災害時の対応について

サービス提供中において、緊急事態・災害等が発生した場合、事業所へ戻り「ステーションとしての緊急対応」を行うため、提供時間内でも退出させていただく場合があります。対応可能な体制と判断した場合に通常サービスの再開は致しますが、種々の状況で再開可能となるまでに時間を要する場合があります。

下記の状況があることを予めご了承ください。

(訪問中)

サービスの途中でも訪問を中止することがあります。

(災害当日から2日目以降)

交通事故、災害状況などで連絡が不可能な場合、連絡なしで訪問をキャンセルすることがあります。

二次災害に備えて可能な場合は二名体制で安否確認をすることがあります。

(4) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。

(5) 他の利用者の健康に影響与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。(例：新型コロナウイルス感染症等)。

(6) 訪問の際に鍵が施錠されたまま入室できなかった場合、不在なのかあるいは何らかの事故等の予測も考えられ、安全確認の為に最終的に大家さん、管理会社、家族や行政機関等に連絡をさせていただいたり、もしくは消防・警察の介入もあり得る旨ご理解ご了承ください。

(7) 了解を得ない手段での、訪問スタッフとの会話の録音、訪問スタッフが映る写真撮影、動画撮影はお断りさせて頂いております。(室内防犯カメラを設置されている場合も一言お申し出ください)

(8) 気象事情や交通事情、緊急訪問看護対応により訪問時間が多少前後する場合がありますがご理解ご了承ください。

(9) 全員の看護師が訪問し、それぞれの視点や気づきからケアを行うよう心掛けております。

固定した看護師の訪問は出来かねる旨ご了承ください。

(10) 必要な看護行為により生じた消耗品(検査資材・衛生材料・使い捨て手袋・薬剤)を実費としてご請求させていただくことがあります。ご了承くださいますようお願い申し上げます。※使い捨て手袋はご利用者様でご準備していただくようお願い申し上げます。

(11) 感染症の蔓延により利用者様に危険が及ぶ場合、人員不足や勤務状況により訪問サービスの一旦中止・延期等の対応をさせていただく場合があります。

(12) 訪問リハビリテーションのみの介入の場合、看護師の定期訪問が必要になります(3か月に1回)。

(14) 健康保険証(被保険者証)、後期高齢者医療の被保険者証、限度額適用認定証の変更がありましたら必ず申し出ていただくようお願いいたします。